

ウクライナ侵攻を受けた「学生の特別支援プログラム」の実施にともなうご支援をお願いします

秋田大学では、ロシアによるウクライナへの武力侵攻により、学ぶ場を安全に確保することができなくなった学生に対し、秋田大学に受け入れ、修学や研究活動の環境を提供するプログラムを継続しております。このプログラムでは、受け入れた学生への住居支援、生活支援について実施しております。

これらの取り組みは、秋田大学みらい創造基金に寄せられた皆様方からのご寄附等を活用させていただき実施しておりますので、本趣旨をご理解いただき、ウクライナの学生への支援を継続するため、皆様方からの温かいご支援を賜りますようお願いいたします。

募 集 概 要

基金名称	秋田大学みらい創造基金 「一般基金」
使用目的	学生への教育に関する住居支援・生活支援に使用
税制上の優遇措置	個人：所得控除 法人：全額損金算入として認められます。

寄附申込み方法は裏面をご覧ください。

お申込・払込方法

振込による寄附

秋田大学みらい創造基金ホームページの申込フォームによりお申込みいただくか、みらい創造基金事務室へ電話でご連絡願います。折り返し専用の払込用紙を郵送いたします。

※秋田銀行、ゆうちょ銀行窓口からのお振り込みの場合、手数料は本学で負担します。

クレジットカードによる寄附

秋田大学みらい創造基金ホームページから申込手続きをお願いいたします。



スマートフォンからの利用も可能です。

寄附目的は「**ウクライナ支援事業寄附金**」を選択して下さい。

ご寄附への謝意・税制上の優遇措置について

ご寄附いただいた皆様のお名前（希望者のみ）を本学ホームページ及び広報誌に掲載するほか、ご寄附の金額に応じて広報誌の送付・銘板の掲出等の謝意をご用意しております。

また、「秋田大学みらい創造基金」へのご寄附については、所得税法の寄附金控除の対象となる特定寄附金又は法人税法上の全額損金算入を認められる指定寄附金として財務大臣から指定されています。

個人からのご寄付については、「**ウクライナ支援事業寄附金**」では「所得控除」の対象となります。詳細はみらい創造基金ホームページをご覧ください。

お問合わせ
お申込

秋田大学みらい創造基金事務室（広報課内）

〒010-8502 秋田県秋田市手形学園町1番1号
電話 018-889-3266 FAX 018-889-3242 E-mail kikin@jimu.akita-u.ac.jp
HP https://www.akita-u.ac.jp/honbu/ed_fund/index.html

